

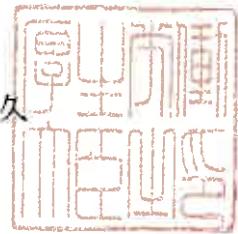
厚生労働省発雇均 1224 第 2 号

令 和 2 年 12 月 24 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようするため事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

## (別紙)

妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするためには、事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱

### 第一　事業主が講ずべき妊娠中及び出産後の女性労働者の母性健康管理上の措置の改正

事業主が講ずべき妊娠中及び出産後の女性労働者の母性健康管理上の措置のうち、新型コロナウイルス感染症に関する措置についての期限を令和三年一月三十一日から令和四年一月三十一日に変更すること。

### 第二　適用期日

この告示は、告示の日から適用することとする。